

納税通知書の見方（給与・年金の方）

課税課へお問い合わせいただいた場合に、
整理番号をお伝えいただくと、スムーズに
対応できます。

◎**年税額は一年間に納めていただく税額(全体)です。**
◎税金を納めていただく方法としては**特別徴収**(給与・年金差し引き)と**普通徴収**(個人払い)の**2通り**ありますが、特別徴収分がある場合には、期割額の欄にはそれらを差し引いた残りの分が普通徴収として記載されます。

本年より年金からの特別徴収が始まる場合（65 歳以上）
年金分の住民税 1/2 は普通徴収（個人払い）で期割額の 1 期、2 期で納めます。残りの 1/2 は 10 月・12 月・2 月に支払われる年金より、特別徴収されます。

	1 期	2 期	3 期	4 期
年金以外	7,000	4,000	4,000	4,000
年金	3,600	2,000	****	****
納付額	10,600	6,000	4,000	4,000

※所得金額調整控除は普通徴収分から差し引かれます。

◎給与と年金の収入は別々に一定の式にあてはめ、所得額を計算します。(所得税法別表5など)
◎事業等の収入がある場合には必要経費を引いたものが所得となります。

所得控除の額は所得税と住民税では異なります。

例・・・	<所得税>	<住民税>
配偶者控除	38 万円	33 万円
一般扶養控除	38 万円	33 万円
特定扶養控除	63 万円	45 万円
基礎控除	48 万円	43 万円

住民税の控除額についての詳細は、**納税通知書の裏面**に記載されております。

16 歳未満の扶養控除額はありません。扶養親族数は住民税の非課税判定等に使用しますので、人数のみ記載されます。

税額控除は左記の**所得控除とは異なり**、課税標準額に都民税（４％）、区民税（６％）の税率を乗じたあとに控除されます。

住宅ローン控除やふるさと納税、定額減税等の税額控除はこちらに記載されます。

令和 7年度(令和 7年度相当分)

特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書 兼 変更通知書 通知書番号 07-07-99989999

令和7年度住民税(令和6年1月~令和6年12月収入)は令和7<注>例えば、さかのぼって令和4年1月~12月の申告をした場合7年度(令和5年度相当分)と表示されておりますので、ご

132-0033
江戸川区中央1丁目4番1号

照税 太郎 様

04-04-000000 整理番号 07-07-0987564320

〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号 電話 03-3652-1151(代表)
江戸川区 総務部 課税課

江戸川区長 斎藤 猛

決定・変更の事由
令和 7年度新規課税です。

6月11日以降に発送する通知書には変更等の事由が入ります。

あなたの年税額

年税額 (森林環境税を含む。)	決定	58,800
森林環境税 (国税)	決定	1,000
① 給与からの特別徴収分	決定	28,600
② 公的年金からの特別徴収分	決定	5,600
③ 差引 普通徴収分	決定	24,600

① 給与からの特別徴収分(月割額)

	6月	7月	8月
決定	3,300	2,300	2,300
***	***	***	***
	1月	2月	3月
決定	2,300	2,300	2,300
***	***	***	***

② 公的年金からの特別徴収分

	令和 7年 4月	令和 7年 6月	令和 7年 8月	令和 7年 10月	令和 7年 12月	令和 8年 2月
本年度徴収額	決定 0	0	0	2,000	1,800	1,800
翌年度徴収額	決定 2,000	1,800	1,800	***	***	***

③ 期割額(普通徴収分)

	第1期	第2期	第3期	第4期
決定	10,600	6,000	4,000	4,000
***	***	***	***	***
委託納付額	決定 0	0	0	0
***	***	***	***	***
充当又は委託納付後納付額	決定 10,600	6,000	4,000	4,000
***	***	***	***	***

納期限 令和 7年 6月 30日 令和 7年 9月 1日 令和 7年 10月 31日 令和 8年 2月 2日

税額の計算

	所得金額	課税標準額	特別区民税算出所得割額等	都民税算出所得割額等
決定	1,509,279	564,000	33,840	22,560
***	***	***	***	***
税額控除等(内訳は別記)			1,500	1,000
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除額			0	0
所得割額			32,300	21,500
均等割額			3,000	1,000
合計割額			35,300	22,500
所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額(※A)			0	0

総所得の内訳(繰越控除前の額)

	決定	***
① 営業等	0	***
② 農業	0	***
③ 不動産	0	***
④ 雑所得	0	***
⑤ 公的年金等	1,108,000	***
⑥ 雑所得(①~⑤の計)	401,279	***
総所得合計(①~⑥の計)	1,509,279	***
繰越控除額	0	***

あなたの合計所得金額

決定	1,509,279
***	***
合計所得金額	1,509,279
***	***
給与収入・年金収入	1,843,000
***	***
給与収入	0
***	***
(特定支出の額)	100,000
***	***
年金収入	1,213,548
***	***

所得控除の内訳

	決定	***
雑損	0	***
医療費	0	***
社会保険料等	427,792	***
生命保険料	62,380	***
地震保険料	25,000	***
障害者	0	***
原住・若夫・ひとり親	0	***
勤労学生	0	***
配偶者・扶養	0	***
配偶者特別	0	***
基礎控	430,000	***
控除合計	945,172	***

配偶者・扶養控除等の内訳

	決定	***
本人該当額	0	***
配偶者等	0	***
その他	0	***
控除対象配偶者・扶養親族等	0	***
調整控除	1,500	***
都民税	1,000	***
配当控除	0	***
都民税	0	***
住宅借入金等特別税額控除	0	***
都民税	0	***
新耐震税額控除	0	***
都民税	0	***
外国税額控除	0	***
都民税	0	***
所得割の調整	0	***
都民税	0	***
定額減税	0	***
特別区民税	0	***
都民税	0	***

6月11日以降に発送する通知書には変更等の事由が入ります。

【公的年金からの特別徴収】 地方税法 321 条の 7 の 2
前年中に公的年金を受け、令和 7 年 4 月 1 日（基準日）に
65 歳になられた方は、令和 7 年 10 月以降支払われる老齢
基礎年金等から、住民税が特別徴収されます。

【仮徴収】 地方税法 321 条の 7 の 8
令和 7 年度公的年金分の年税額の 1/2 を令和 8 年 4 月・
6 月・8 月で仮に徴収することが法律で定められていま
す。※なお、令和 8 年 4 月・6 月・8 月分の税額（青色の
欄の金額）は、令和 8 年度の住民税となるため、今回の年
税額には含まれておりません。

年税額の計算例

一年分の住民税は（給与・年金等）複数の収入がある場合は、これらを合算して計算します。

※上場株式や土地の譲渡などの課税分は税率が異なるため、別に計算します。

A 給与・年金収入計・・・・・・・・ 3,056,548 円

B 合計所得金額・・・・・・・・・・ 1,509,279 円

C 控除合計額・・・・・・・・・・ 945,172 円

D 課税標準額・・・・・・・・・・ 564,000 円

$$(\text{B 合計所得金額} - \text{C 控除合計額} = \text{D})$$

(1,000 円未満切り捨て)

【都民税】

$$564,000 \text{ 円 (課税標準額)} \times \underline{\underline{4\%}} \\ = 22,560 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円 (調整控除)} = 21,500 \text{ 円} \\ \text{(所得割額)} \\ \text{(100 円未満切り捨て)}$$
$$21,500 \text{ 円 (所得割額)} + 1,000 \text{ 円 (均等割額)} = 22,500 \text{ 円} \quad \text{E}$$

【区民税】

$$564,000 \text{ 円 (課税標準額)} \times \underline{\mathbf{6\%}} \\ = 33,840 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円 (調整控除)} = 32,300 \text{ 円 (所得割額)}$$

(100 円未満切り捨て)

32,300 円 (所得割額) + 3,000 円 (均等割額) = **35,300 円** F

【森林環境税（国税）】

1,000 円 G

【年税額】

22,500 円 **E** + 35,300 円 **F** + 1,000 円 **G** = **58,800 円 (年税額) H**
一年間に納めていただく税額です。